

生徒指導部だより

第4号 令和4年7月 秋田県立十和田高等学校 生徒指導部発行

★☆★夏休みに向けて…★☆★

Ⅰ学期も終盤!各行事では、個性や特技を発揮し仲間との連携を深めることができましたね。さて、7月 Ⅰ日からは求人票が公開され、3年生はこれまでの生活のスイッチを切り替える必要に迫られています。進路活動に向けて休みどころではありません。2年生はインターンシップを通し、今後の進路について考えを深めましょう。 Ⅰ年生は夏季課外を受け、進路の準備を進めていきます。この夏を乗り切るため、基本的生活を維持して健康でいることが大事です。暑い日が続きますから水分補給(塩分補給)も必要です。しかし、清涼飲料水の摂取過多は健康を害するため注意が必要です。県内の新型コロナウイルス感染に対する警戒レベルは引き下げられましたが、依然として感染は治まっていません。自分を守るため、周囲の人を守るためにも体調管理とマスクの着用、手洗い・うがい、3密を避けた行動を継続していきましょう。

【行事編】

7月21日(木) 終業式

制服は正規の夏服(2・3年生…半袖ワイシャツ・半袖ブラウス、男子は白のソックス)を着用し、フォーマルな状態で着こなしてください。

始業式も同様です。

26日(火)~28(木)2年生インターンシップ

28日(木) 中学生体験入学

8月22日(月) 始業式・整容指導・昇降口指導(~25日)

23日(火)~30日(火) 面接週間

9月 1日(木) 健康教室

Ⅰ5日(木) 交通安全教室Ⅱ

29日(木) 防災避難訓練

室Ⅱ 練

【事故が発生した場合の緊急連絡】

①災害等が発生した場合 安全を確保して、十高メールで学校からの指示を待つ

②事故が発生した場合 HR担任へ連絡する。または学校へ連絡する。

学校**公** 0186-35-2062 担任の連絡先を確認しておいてください。

※8月 | 1日(木)~ | 6日(火)は

学校閉庁日となります。

【夏季休業中のご家庭へのお願い】

- 1. 目標と目的を持ち、計画的かつ規則正しい生活をさせる。
- 携帯電話の使用マナー・モラルについて家庭のルールをつくる。 (フィルタリングをする)
- 3. 各自の進路や生き方についての考えを深めさせられるような体験活動や読書をさせる。
- 4. 近所の人へのあいさつなど地域社会の一員を意識させた行動をとらせるとともに、外出の際には私服であってもさわやかな整容を心掛けさせる。ただし、新型コロナウイルスの感染防止にともない、県境を越える外出は自粛くださるようお願いします。
- 5. 外出先や交友関係に注意し、特に男女交際は節度やけじめを保たせる。有職少年や社会人 の車への同乗はさせない。
- 6. 歯科や長期治療を要する病気等はこの期間中に治療させる。
- 7. 服装が乱れていないか、非行に走りやすい友達と付き合っていないか、深夜に出かけていないかなど、普段から子どもの行動に気を配って、機会を捉えて子どもに指導する。

【夏季休業中のきまり】

- ① 生活
 - ・外出時間 夜間の外出は夜9時までに帰宅すること。 ※友人間の外泊はしないこと。
 - ・高校生の利用が禁止されている場所(パチンコ店・飲み屋等)への出入りはしないこと。

MAKKE

- ・集会等を禁止する。
- ・問題行動(飲酒・喫煙・万引き・いじめ等)をしないこと。
- ② 交通安全
 - ・自動車、オートバイの運転は厳禁する。ドライブや送迎目的で保護者以外の自動車やオートバイには同乗しないこと。
 - ・交通ルールを守り、交通事故に遭わない、起こさないようにする。 (自転車の並列走行、二人乗り、傘差し運転、夜間無灯火、イヤホン装着の運転、スマートフォン等を操作しながらの運転、妨害運転等をしない)
- ③ 宿泊旅行・アルバイト
 - 《宿泊旅行》私的な旅行(家族旅行を含む)をする場合は生徒指導用の「旅行届」の提出が 必要です。オープンキャンバスや企業見学等で旅行する場合は進路指導用の「旅 行届」になります。
 - ※新型コロナウイルス感染防止のため、旅行の自粛をお願いします。
 - 《アルバイト》「アルバイト許可願」の提出が必要です。ただし、午後7時以降、宿泊を伴う場合、アルコールを扱う仕事、レジ等金銭を直接扱う仕事、接客業、危険な作業場等でのアルバイトは認められていません。また、欠点を保有している生徒には許可されません。

なお、夏季休業中のアルバイトの期間は | 5日を超えてはいけません。

- ※「旅行届」「アルバイト許可願」はできるだけ7月20日(水)までに提出してください。 ただし、この期日以後に旅行やアルバイトをすることが決まった場合は速やかに学校に 届け出てください。
- ④ 登下校の整容

夏季休業中であっても登下校は必ず**制服を着用する**こと。

⑤ 水難事故

プールや海での水難事故に注意すること。特に海での遊泳区域や遊泳禁止区域を確認し 十分に安全に留意する。川や溜め池では遊泳してはいけません。

⑥ 熊の対応について

熊に遭遇した場合は、騒がず・走らず・熊を見たまま後ずさって避難してください。冷静に行動することは難しいことですが、騒ぐと余計に熊を驚かせて、襲われることになります。そして、警察に連絡(熊の特徴・遭遇した場所・どちら方向へ熊が移動したか等)してください。

⑦ 不審者

不審者に声を掛けられたら、すぐに避難して警察と学校に連絡してください。不審者に 遭遇した時は動揺するとは思います。しかし、何をされたか、どんなことを言われたか、 どのような状況だったのか。車種・色・ナンバーや不審者の特徴(性別、おおまか な年齢、体格、服装、着用品)などを伝えます。今の時代であれば余裕があれば、 スマートフォンで写真を撮るのが早いかもしれません。でも無理はしないで、ま ず避難し、安全を確保するのが第一です。ただし、乱れた整容は不審 者を呼び寄せるきっかけになるということを覚えておいてください。

8 SNSの使用マナーについて

SNSは人と繋がる便利なツールですが、使い方を間違うと大変です。例えば、SNS に軽い気持で誰かの悪口を書いた。個人名が特定される内容あるいは個人名も書いた。他人も写っている写真を許可無くアップしたなどは、名誉毀損や肖像権の侵害などいじめ問題に発展することになります。連絡事項を伝える手段としての活用にとどめましょう。